

第1章 はじめに

- 1 計画改定の趣旨**
自殺対策を総合的、効果的に推進
- 2 計画の性格**
自殺対策基本法に基づく「都道府県自殺対策計画」
- 3 計画期間**
令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間
- 4 計画の対象区域**
県内全市町村

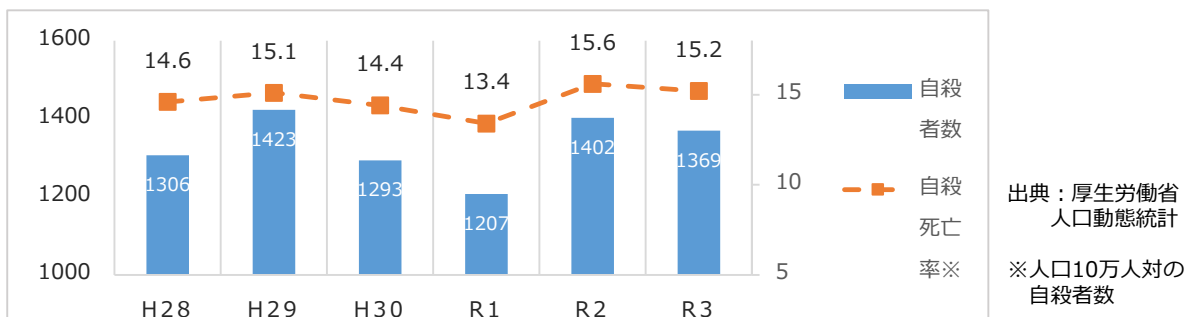


いちょうくんとやまゆりちゃん
(神奈川県自殺対策普及啓発キャラクター)

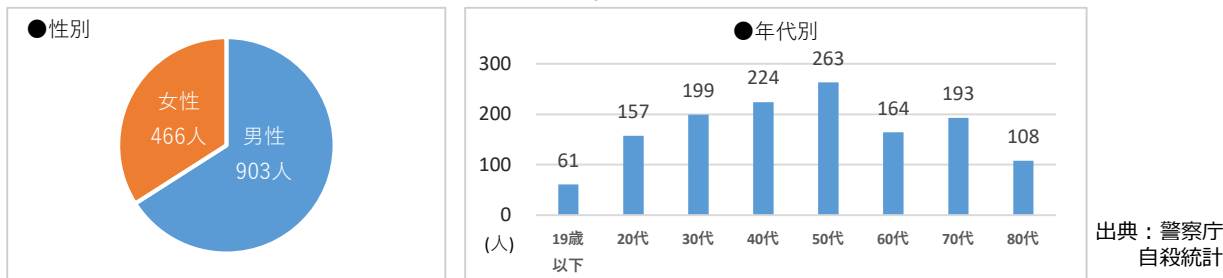
第2章 計画改定の背景

1 自殺をめぐる現状

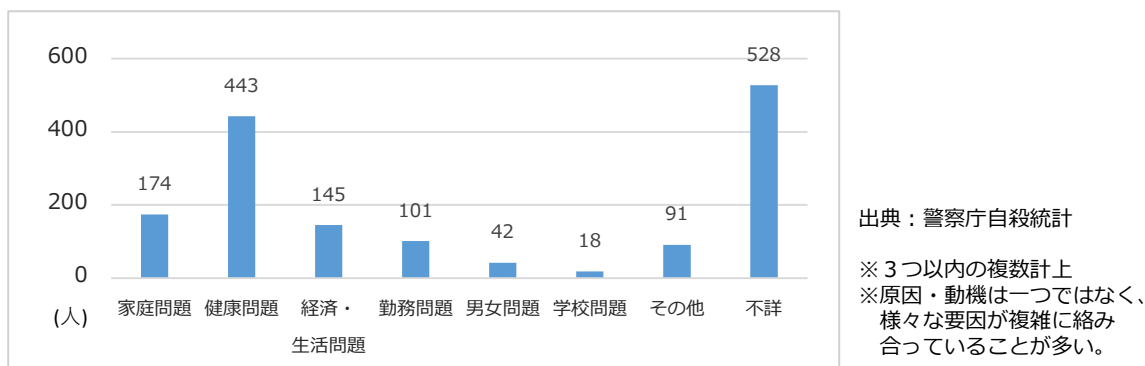
◆ 自殺者数と自殺死亡率（令和3年）



◆ 性別・年代別に見た自殺者の傾向（令和3年）



◆ 原因・動機別に見た自殺者の傾向（令和3年）



2 かながわ自殺対策計画の分析・評価（第1期）～計画の達成状況～

| | 計画策定時の数値 (平成28年) | 目標値 (令和3年) | 現状値 (令和3年) |
|-------------------|---------------------|---------------|---------------|
| 自殺死亡率 (人口動態統計) | 14.6 | 12.4以下 | 15.2 |

15%以上減少
目標達成できず

○ 令和元年に13.4と最も低くなったが、令和2年に15.6に増加、令和3年は15.2となった。

第3章 取組みの方向性

1 計画の基本理念

【基本理念】

- 「健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現」をめざします。
- 「孤立しない地域づくり」を進めます。

【基本的認識】

- 「自殺はその多くが追い込まれた末の死」
- 「年間自殺者数は減少傾向にあるが、自殺者数を減らすための社会的な取組みを継続する」
- 「新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策を推進する」
- 「地域レベルの実践的な取組みを、PDCAサイクルを通じて推進する」

2 計画の基本方針

(1) 生きることの包括的な支援として推進する

- 社会全体の自殺リスクを低下させる
- 生きることの阻害要因を減らし、促進要因を増やす
- 県民が主体となるよう取り組む
- 地域の実態に合わせて取り組む

(2) 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む

- 様々な分野の生きる支援との連携を強化する

(3) 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる

- 事前対応・自殺発生の危機対応・事後対応の段階ごとに効果的な施策を講じる
- 自殺の事前対応の更に前段階での取組みを推進する

(4) 実践と啓発を両輪として推進する

- 自殺は「誰にでも起こりうる危機」という認識を醸成する
- 自殺や精神疾患に対する偏見をなくす取組みを推進する

(5) 中長期的視点に立って、継続的に進める

(6) 自殺者等の名誉及び生活の平穏へ配慮する

3 全体目標

- ◆ 自殺を考えている人を、一人でも多く救うことをめざす
- ◆ 平成30年度（平成28年数値）から令和9年度（令和8年数値）までの10年間で、自殺死亡率（人口動態統計）を**30%以上減少**させる

| | 平成28年 | 現状値 (令和3年) | 改定計画目標値 (令和8年) |
|-------------------|-------|---------------|-------------------|
| 自殺死亡率 (人口動態統計) | 14.6 | 15.2 | 10.2以下 |

30%以上減少

第4章 施策体系

1 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する

◆ 情報収集提供体制の充実

- ◇ 市町村別自殺統計分析のまとめと情報提供 など
- ◆ 地域に即した調査・分析の推進
 - ◇ 人口動態統計や自殺統計による自殺者の実態把握及び分析
 - ◇ 市町村自殺対策計画の改定支援 など

2 県民一人ひとりの気付きと見守りを促す

- ◆ 自殺予防週間と自殺対策強化月間等での普及啓発の実施
- ◆ 児童・生徒の自殺予防に資する教育の実施
 - ◇ 「いのちの授業」、「いのちの大切さを学ぶ教室」の推進 など
- ◆ 自殺関連事象、性的マイノリティ、うつ病等についての普及啓発
 - ◇ 性的マイノリティに関する相談事業、こころサポーター養成研修 など



3 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る

- ◆ 様々な分野におけるゲートキーパー養成研修、フォローアップ研修の実施
- ◆ 行政担当者等、教職員、児童、生徒に対する普及啓発、研修の実施
 - ◇ 自殺対策に関する出前講座、自殺対策基礎研修・地域自殺対策担当者研修 など

4 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する

- ◆ 職場、地域、学校におけるメンタルヘルス、こころの健康づくり推進体制の整備
 - ◇ こころの電話相談、LINE相談、新型コロナに関する相談
 - ◇ アルコール健康障害対策の推進
 - ◇ 高齢者、性的マイノリティ、生活困窮者等に対する相談支援
 - ◇ 県立・私立学校へのスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の配置 など



5 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする

- ◆ 精神科救急医療体制の整備
- ◆ かかりつけ医師等の自殺リスク評価、対応技術等に関する資質向上
- ◆ うつ病等のスクリーニングの実施
 - ◇ 薬局を通じた普及啓発 など
- ◆ うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策の推進
 - ◇ ハイリスク者訪問事業、依存症対策事業 など
- ◆ がん患者、慢性疾患患者等に対する支援



6 社会全体の自殺リスクを低下させる

- ◆ 支援策、相談窓口情報等のわかりやすい発信
 - ◇ かながわこころの情報サイト など
- ◆ 危険な場所（ハイリスク地）対策
- ◆ ICTを活用した自殺対策、インターネット上の自殺関連情報対策
 - ◇ 「こころナビかながわ」でのストレスチェック、Twitter広告事業
 - ◇ インターネットの適切な使い方の普及啓発 など
- ◆ ケアラー・ヤングケアラー、ひきこもり、性犯罪・性暴力被害者、生活困窮者等自殺リスクを抱える方への支援・相談窓口の充実



7 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ

- ◆ 救急医と精神科医の連携体制整備
 - ◇ 自殺未遂者支援事業 など
- ◆ 自殺未遂者支援研修
- ◆ 家族等の身近な支援者に対する支援
- ◆ 学校、職場での事後対応の促進
 - ◇ コンサルテーション事業、緊急支援チームの派遣 など

8 遺された人への支援を充実する

- ◆ 遺族のための集いの機会の提供、自助グループへの支援
 - ◇ 自死遺族の集いの開催、自死遺族相談 など
- ◆ 遺族への関連情報の提供の推進
- ◆ 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上

9 民間団体との連携を強化する

- ◆ 民間団体の人材育成・電話相談事業等に関する支援
 - ◇ 電話相談関係基幹業務研修会の実施 など
- ◆ 地域における連携体制の強化
 - ◇ かながわ自殺対策会議、対策会議ポータルサイト、自殺対策検討会 など

10 子ども・若者の自殺対策を更に推進する

- ◆ いじめ対策の推進、相談体制の充実
 - ◇ 「人権・子どもホットライン」、「24時間子どもSOSダイヤル」等による相談支援
 - ◇ 県立・私立学校へのスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の配置(再) など
- ◆ SOSの出し方に関する教育の推進
- ◆ 子ども・若者への支援の充実
 - ◇ ICTを活用した相談支援
 - ◇ ひきこもり支援、若年無業者等職業支援 など



11 勤務問題による自殺対策を更に推進する

- ◆ 長時間労働の是正に向けた取組みの推進
 - ◇ 経済団体への要請、労働相談の実施 など
- ◆ 職場におけるメンタルヘルス・ハラスメント対策
 - ◇ メンタルヘルス講演会、職域研修会の実施 など
- ◆ 労働環境の改善に向けた広報活動の推進

12 女性の自殺対策を更に推進する

- ◆ 妊産婦への支援の充実
 - ◇ 市町村が実施する妊産婦等への相談に対する支援 など
- ◆ コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性支援
 - ◇ 女性電話相談室
 - ◇ 女性のためのキャリアカウンセリング、労働相談 など
- ◆ 困難な問題を抱える女性への支援
 - ◇ 配偶者等暴力相談 など



第5章 推進体制及び進行管理

- 「かながわ自殺対策会議」において、計画の進捗状況や目標の達成状況について協議を行い、その結果を施策推進に反映していきます。
- 関係機関、民間団体、行政機関と情報共有、連携強化を図り、自殺対策を総合的に推進します。

